

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画および事業継続計画

令和 7 年 8 月



諏訪瓦斯株式会社

目 次

第1章 総 則	3
1-1 業務計画の目的、基本方針	3
1-2 業務計画の運用	3
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	4
2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制	4
2-2 情報収集および共有体制、関係機関との連携	5
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	5
3-1 感染対策の検討・実施	5
3-2 第一次非常体制における対応	5
3-3 第二次非常体制における対応	6
3-4 第三次非常体制における対応	7
3-5 感染終息に向けた対応	8
第4章 事業継続計画	8
4-1 基本方針	8
4-2 継続業務の特定	8
4-3 特定接種の実施	11
第5章 その他	11
5-1 教育・訓練	11
5-2 計画の見直し	11
別表第1-1 対策本部組織図	12
別表第1-2 非常体制の分担業務	13
別表第2 非常体制発令・解除の権限者	14
別表第3 体制発令の代行順位	14
別表第4 防災関係機関との情報連絡経路	15

第 1 章 総 則

1－1 業務計画の目的、基本方針

- (1)この業務計画(以下「この計画」という)は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1－2 業務計画の運用

- (1)この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下のとおりとする。
- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第 6 条第 7 項に規定される新型インフルエンザ等感染症
 - ② 感染症法第 6 条第 8 項に規定される指定感染症で、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの
 - ③ 感染症法第 6 条第 9 項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きいもの
- (2)新型インフルエンザ等発生時は、他の社会機能維持者※は最低限度の稼動がなされていると想定する。

※ 治安を維持する者、ライフライン事業者(電力・ガス・水道)、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成 25 年 6 月制定・平成 29 年 9 月一部変更・令和 6 年 7 月全面改定)」に定めるとおりとする。

発生段階	状 態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまで

- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

発生段階		非常体制の区分※
準備期		体制はなし
初動期		第一次非常体制
対応期	まん延防止等重点措置発令	第一次非常体制 ～第二次非常体制
	緊急事態措置発令	第二次非常体制 ～第三次非常体制

※ 体制については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条・第 32 条に規定される新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置・同緊急事態措置の発令状況を踏まえ、上記を原則とするものの、ウイルスの種類によりまちまちであることから、状況に応じて柔軟に対応する。

- (3) 非常体制の組織及び業務分担は、別表第 1-1、別表第 1-2 に定める。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を実施する。
- (4) 非常体制の発令・解除は、別表第 2 により行うものとする。

- ① 非常体制の発令(第一次非常体制については自動)は、政府対策本部・都道府県の決定判断、ならびに新型インフルエンザ等の発生状況について情報収集を行い、供給区域内における各措置の発令状況や第 4 章に規定する事業継続計画の発動の要否を踏まえ、

第二次非常体制や第三次非常体制への移行が必要と判断した場合、保安推進プランナー、保安統括者及び安全衛生管理委員長の具申に基づいて本部長(社長)が決定する。

- ② 本部長は、厚生労働省がインフルエンザ等流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。
- ③ 本部長の代行順位は、別表第 3 のとおりにする。

2-2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、別表第 4 に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、別表第 4 に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (3) 別表第 1-1 に定める各班(以下、「各班」という)は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 感染対策の検討・実施

3-1-1 平常時における対応

従業員等への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3-2 第一次非常体制における対応

3-2-1 情報収集及び周知

- (1) 各班は、別表第 4 に定める外部諸機関に通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

3-2-2 基本的な対応

- (1) 業務の縮小や人員の再配置は行わず、感染予防措置等を徹底していくことで対応する。
- (2) 感染状況に応じて、必要な追加対策等を実施する。

3-2-3 感染予防のための措置

総務・広報班は、第一次非常体制に移行後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザの基礎知識
- ② マスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
- ③ マスク等の感染防止物資の配布
- ④ 総務・広報班に設置する健康相談窓口とその活用方法
- ⑤ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うこと
- ⑥ 従業員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、従業員等が取るべき措置に関すること
- ⑦ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
- ⑧ 新型インフルエンザ発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

3-3 第二次非常体制における対応

3-3-1 情報収集及び周知

- (1) 各班は、別表第4に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

3-3-2 事業運営体制

- (1) 対策本部を立ち上げ、会社体制を発令する。
- (2) 業務の実施方法・体制等の全社方針を決定する。感染状況に応じて、各班で必要な追加対策等を実施する。
- (3) 各班は、第三次非常体制への移行による業務継続計画発動に伴う業務縮小に速やかに移行できるよう準備を行う。

3-3-3 基本的な対応

- (1) 供給維持業務、保安業務、優先度が高い需要家の営業関連業務、それらを支援する業務(※)の継続を考慮した体制を検討する。

※4-2 継続業務の特定を参照

- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、お客様接点(面対)業務の実施方法を決定する。

3-3-4 感染拡大予防のための措置

総務・広報班は、第一次非常における措置に加えて、以下の項目等に取り組む。

- ① 国内外の新型インフルエンザ感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ② 従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
- ④ 事業所入所の際の感染防護措置(手洗い・うがい・検温など)実施、マスクの室内常時着用等の感染防止対策を徹底する。
- ⑤ 訪問先での作業においては、必要に応じて、医療用マスク、ゴーグル等の防護用品も併せて使用すべきことを周知徹底する。
- ⑥ 国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種燈の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。

3-4 第三次非常体制における対応

3-4-1 情報収集及び周知

- (1) 各班は、別表第4に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらの適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

3-4-2 事業運営体制

- (1) 対策本部による全社体制を継続する。
- (2) 各班は、業務継続計画発動に伴う業務縮小体制に移行する。

3-4-3 基本的な対応

- (1) 原則、「供給維持業務」、「保安業務」、「優先度が高い需要家の営業関連業務」、「支援業務」に限定し事業を継続する。
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、原則としてお客様接点(面対)業務は全て中止する。
- (3) 供給維持業務、保安業務、優先度が高い需要家の営業関連業務、これらを支援する業務の要員は、人数を絞り込んだうえで対応する。対応期間中は、これらの要員を複数班に分けて、交代するローテーションを行う。

3-4-4 感染拡大予防のための措置

3-3-4に準ずる。

3-5 感染終息に向けた対応

各班は下記の対応策を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等からの回復者のリストアップと要員の確保見通しの検討
- ② 流行終了後に回復させる業務の順位付けの確認
- ③ 消費した衛生資材等の数量把握と不足分の補充

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、従業員等(家族含む)、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。

それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。

(3) 事業継続計画の発動

原則として対応期の状況になり、本部長が必要と判断した場合、事業継続計画を発動する。

4-2 継続業務の特定

(1) 継続業務(重要業務)、その他業務の分類及び方針

業務を「A:継続業務」と「B:その他業務」に分類し、新型インフルエンザ等が流行し、本部長が事業継続計画を発動した場合に移行する。(表4-1)

表 4-1 業務の分類

区分	名 称	内 容
A	継続業務	都市ガスの供給維持等に必須な業務及びその支援業務
B	その他業務	「A:継続業務」以外の業務 (被害想定に応じて継続又は中止をする業務)

(2) 具体的な業務の区分

表 4-2 のとおり業務を区分する。

表 4-2 業務の区分

部 門	業 務	区分	備 考
受 入	天然ガス受入・供給業務	A	
	都市ガスの製造業務	A	付臭、ホルダー圧管理、圧送含む
	原料調達業務	A	東京や静岡からのガス供給を含む
	受入関連施設の維持管理業務	A	設備の保守点検、巡回、応急措置等
供 給	供給管理、圧力管理	A	テレメーター及び圧力監視装置にて確認
	主要導管の維持管理	A	主要導管は中圧本管とする
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものは A
緊急保安	ガス漏れ、供給支障対応	A	(※1)
システム管理	受入供給及び顧客管理等、供給に必須なシステムの保守業務	A	
総務、広報	感染拡大に係る業務	A	
	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応
	上記以外 福利厚生、中長期要員計画等	B	
お客様関連業務	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	開閉栓	B	新設開栓含む※2
	検針	B	
	面对しての料金収受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものは A
	ガス機器販売、修理	B	※2
	新規営業	B	
資 材	供給継続に必要な資材類(導管材料含む)の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	

※1 お客様との面対業務は極力抑制するとの考えより、緊急保安業務のうち、下記の業務については原則、面対を抑制する。但し、(※2)の考え方は適用する。

○マイコン復帰 電話復帰して頂く。ガス臭い等の異常がない限り出勤しない。

○灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する
(原則、灯内内管の修理は行わない)。

○機器修理 当該機器の使用を中止していただく。

※2 お客様が社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要施設であった場合は個別に必要と判断する場合は対応する。

(3)業務継続における人員計画

計画組織名	主な継続業務	要員数	要員内訳	
			社員	協力店
総 括 班	・継続業務の統括、補佐	5	5	0
総 務・広 報 班	・対策本部事務局 ・電話受付、情報連絡 ・感染拡大に関する業務(ワクチンの接種他) ・勤務状況及び健康状態の確認 ・社外対応 ・プレスリリースの発信、マスコミ対応 ・需要家システム管理 ・備蓄品等の調達、管理	10	10	0
供 給・保 安 班	・天然ガスの受入、付臭、送出全般 ・受入関連施設の維持管理 ・供給操作の検討・実施 ・導管事故処理計画検討・実施 ・導管警備体制の確立	23	13	10
営 業 班	・お客さまの対応	22	22	0
合 計		60	50	10

4-3 特定接種の実施

4-3-1 接種対象

特定接種は、この計画に定める継続業務に従事する者を対象とする。

4-3-2 接種場所

ワクチンの接種は、本社事務所又は診療所等で行う。

4-3-3 その他

内閣府が策定する「特定接種の実施要領」に基づき、必要に応じて接種対象や接種場所を見直すものとする。

第5章 その他

5-1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係る訓練

継続業務の指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。

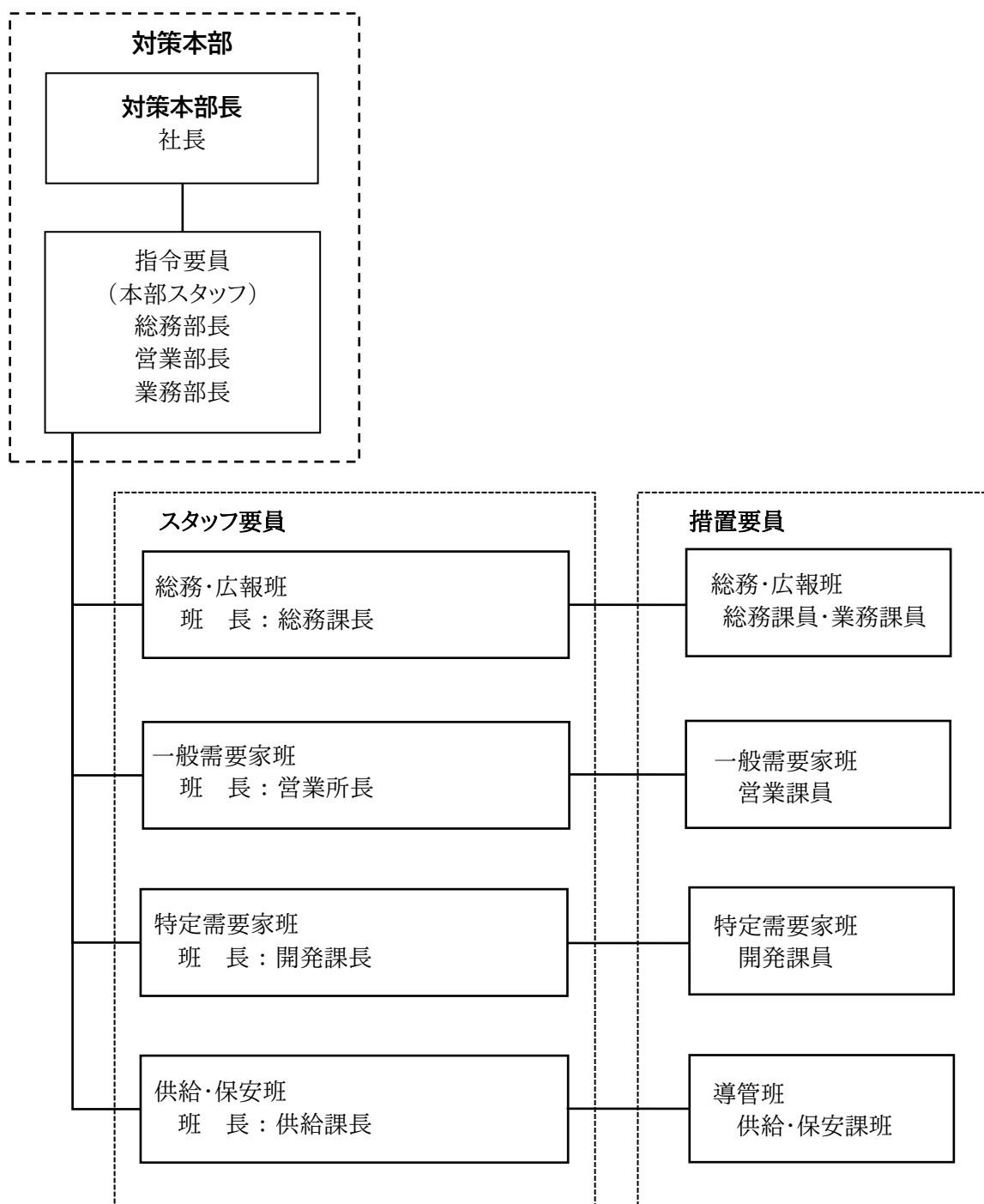
(4) 全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、継続業務の遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5-2 計画の見直し

新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

対策本部組織図



非常体制の分担

統括班	部署名	主な役割・業務
本 部 長		対策本部業務の推進・統括
指 令 要 員		対策本部に所属し、他の要員に必要な指示を行う
総務・広報班	総 務 課	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項 社員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底 受付対応
一般需要家班	営 業 課	一般のお客さま対応
特定需要家班	開 発 課	特定需要家及び優先支援需要家のお客さま対応
供給・保安課	業 務 課	導管事故処理実施、整圧器の巡視点検、主要導管の漏えい検査 天然ガス受入に関する事項、供給所警備に関する事項

別表第 2

非常体制発令・解除の権限者

非常体制の区分	発令・解除の権限者
第一次非常体制	発令・解除ともに自動(政府対策本部の設置・廃止)
第二次非常体制	本部長(社長)
第三次非常体制	本部長(社長)

別表第 3

体制発令の代行順位

代行順位	代行者
第 1 位	総務部長
第 2 位	営業部長
第 3 位	業務部長

防災関係機関との情報連絡経路

対策本部	⇔	総務・広報班	⇔	・報道機関 ・関東経済産業局 (総務・広報の業務に係るもの) ・長野県、諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町 (総務・広報の業務に係るもの) ・諏訪・岡谷・茅野警察署、諏訪広域消防本部 (総務・広報の業務に係るもの) ・諏訪保健所 ・日本ガス協会(関東中央部会・本部) (総務・広報の業務に係るもの) ・長野県ガス協会 (総務・広報の業務に係るもの) ・厚生労働省
		供給・保安班	⇔	・関東経済産業局 (供給の業務に係るもの) ・関東東北産業保安監督部 ・長野県、諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町 (供給の業務に係るもの) ・諏訪・岡谷・茅野警察署、諏訪広域消防本部 (供給の業務に係るもの) ・日本ガス協会(関東中央部会・本部) (供給の業務に係るもの) ・長野県ガス協会 (供給の業務に係るもの) ・INPEX JAPAN